

2023年7月12日

岩手県知事 達増 拓也 様

全日本建設交運一般労働組合
全国ダンプ部会 東北ダンプ支部
執行委員長 瀧柳 勝彦

同 岩手分会
執行委員長 鈴木 宏明

要 請 書

県民の福祉増進のため、連日ご奮闘されていることに敬意を表します。

私たちは、過去 50 年間にわたるダンプの交通安全推進活動が認められ、公共工事と大型民間工事では「優先使用団体」となっています。

政府は、平成 24 年度から政策的に「建設労働者の賃金」を引き上げていますが、現場で働く労働者の賃金は極めて低く抑えられています。少子高齢化が進む中で、建設産業の担い手確保は喫緊の課題となっていますが、明るい兆しは一向に見えません。

今年 5 月には「盛土規制法」も施行されるなど、建設産業に向けられる国民の目も厳しくなっています。建設現場で働くダンプ労働者にまともな賃金が支払われ、結果として、ダンプ交通安全に寄与する環境を作るため、下記の事項について要請致しますので、文書でお答え下さい。宜しくお願い致します。

〈 記 〉

1. 公共工事では、10tダンプの標準積算を 8 時間稼働で約 76,000 円としています。しかし、岩手県内の現状は、8 時間稼働して 36,000 円程度しか支払われません。当面、少なくとも直接工事費の 60,000 円程度が支払われるよう、関係者に徹底して下さい。更に、4 週 8 休に対応する制度も徹底して下さい。
2. 砕石や砂などを運ぶダンプの過積載が横行しています。これは、資材購入業者が資材を買い叩くため、資材を運搬するダンプにしわ寄せが集中するためです。道路や橋りょう等の社会資本を守るためにも、関係業界に対する指導を強めて下さい。
3. 今年の 5 月には盛土規制法が施行されました。不法盛土の原因となる建設発生土に対する規制は不十分です。官民工事を問わず、元請業者(工事受注者)が最終処分先まで管理責任を持つよう、法制度を確立するための意見を国交省に上げて下さい。更には、建設残土の処分に必要な経費が、下請業者やダンプ労働者に確実に支払われる措置を講じて下さい。
4. 工事の契約事項には「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と記載しており、「工事請負契約約款」では発注者と請負者の双方が、これらの契約事項を遵守するとなっています。当組合は「ダンプ規制法第 12 条に該当する団体」です。ダンプ規制法の目的を否定する請負者に対して、個別指導を徹底して下さい。

4. ダンプ過積載を防止するため、重量リミッター(過積載防止装置)の開発推進と装着の義務付けに取り組むよう、関係省庁に意見を上げて下さい。また、特記仕様書にある様に、ダンプ規制法に基づく背番号を表示しないダンプ、さし枠装着ダンプの排除を徹底して下さい。
5. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が改定されたことにより、元請事業者等から車持ちダンプ労働者に対して「一人親方である証明」を求める動きが頻発しています。不要な混乱を避けるためにも、関係業界に対するガイドライン改定の趣旨を徹底して下さい。
6. 元請業者の責任で、車持ちダンプ労働者にも建退共証紙を確実に貼付するよう徹底して下さい。また、一人親方の労災保険特別加入を推進するよう、元請業者などに徹底して下さい。

以上